

令和7年7月3日

質 問 回 答 書

物件番号 ： R 7 - 3 (旧上湯江保育園)

番号	質問	回答
1	(解体撤去) 敷地内の木々を一部を残して良いか？ 景観という要素と土留めの観点から、川沿い側の木々を残したいと考えているが、それは可能か？	樹木については、事業計画に応じて落札者の任意とします。ただし、これらを将来的に解体撤去する場合でも、本市は費用等一切負担いたしません。
2	(解体撤去) 境界にある避難場所の支柱の件について、解体は支柱のみを根本から切り取る形で良いか？ 基礎の部分に触ると測量ポイントがズれる恐れがあるため。	お見込みの通り。
3	(建物の構造図面の有無) 上物を解体する際、基礎の部分がどれくらいの大きさと、何を使っているか？ どれくらいの深さまで基礎が入っているかを把握したいので、建物の構造図面等、建物の資料があればご提供いただきたい。	保存されている以下の既存図面を参考図として回答に添付しますが竣工図かは不明です。このため、改修や修繕等で現状と異なる場合がございますので、解体工事にかかる設計時には、事業者様にて、現地調査等によりご確認いただきますようお願いいたします。 ・君津町第三保育所新築工事設計図 ・上湯江保育所増築工事図面
4	以下、余白	
5		
6		